

自動車環境報告書

令和5年4月11日

(あて先) 広島市長

〒731-5136

住所 広島県広島市佐伯区楽々園4-6-19

ふりがな ふじきぎょうかぶしきかいしゃ

氏名 富士企業株式会社

代表取締役 真継 昭

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第17条（第19条第2項の規定により準用する場合も含む。）の規定により、次のとおり提出します。

事業者の要件	別紙のとおり	
事業の概要	別紙のとおり	
特定自動車の保有状況	別紙のとおり	
計画期間	令和4年4月1日	～令和7年3月31日
報告対象期間	令和4年4月1日	～令和5年3月31日
特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況	別紙のとおり	
連絡先	担当部署	富士企業株式会社 総務部
	担当者氏名	内田直樹
	住所	広島県広島市佐伯区楽々園4-6-19
	電話番号	082-923-0188
	ファックス番号	082-922-5526
	電子メールアドレス	n.uchida@fuji-nt.co.jp

※受付欄



※特記欄

年月日 変更

詳細は別紙

備考 ※印のある欄は、本市から特に指示がある場合以外は記載しないでください。

第4号様式 別紙1

(令和4年度計画分自動車環境報告書)

氏名 (法人にあっては名称)	富士企業株式会社
住所	広島県広島市佐伯区楽々園4-6-19
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
報告対象期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
基準日	令和4年3月末日

1 事業の概要

廢棄物收集運搬業

2 特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等

(1) 報告対象期間末日（令和5年3月末日）における特定自動車の保有状況

※ 基づきに基づき基づきに基づく場合は、軽自動車の記載は不要ですが、記載することもできます。

ただし、①広島市条例に基づき市に提出する場合、②広島市分と広島市外（県内）分の計画を併せて策定する場合は、広島市分の軽自動車の記載が必要です。

第4号様式 別紙2

(令和4年度計画分 自動車環境報告書)

(2) 低公害車等の導入に関する実績(各年度とも年度末日における台数)

(ディーゼル自動車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項を含む)

種別	基準日 (R4.3.末)	低公害車等の使用台数 () 内は内数で広島市分								
		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		目標	実績	純増	目標	実績	純増	目標	実績	純増
低公害車	C N G (天然ガス) 自動車	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	電気自動車	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	ハイブリッド自動車	(9) 9	(10) 10	(9) 9	(0) 0	(10) 10	(0) 10	(10) 10	(0) 0	(0) 0
	メタノール自動車	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	低燃費かつ低排出ガス認定車	(61) 61	(62) 62	(66) 66	(5) 5	(63) 63	(0) 0	(64) 64	(0) 0	(0) 0
	次世代低公害車 (燃料電池自動車等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他環境配慮車	ディーゼル自走車	(2) 2	(2) 2	(2) 2	(0) 0	(2) 2	(0) 0	(2) 2	(0) 0	(0) 0
	D P F 装置等装着車	(3) 3	(3) 3	(3) 3	(0) 0	(3) 3	(0) 0	(3) 3	(0) 0	(0) 0
	L P G (液化石油ガス) 自動車	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	低公害車等の計	(75) 75	(77) 77	(80) 80	(5) 5	(78) 78	(0) 0	(79) 79	(0) 0	(0) 0
総台数		(90) 90	(92) 92			(0)			(0)	
低公害車等の導入率		(83.3%) 83.3%	(87.0%) 87.0%			()			()	

※1 「低公害車」とは、地球温暖化防止、大気汚染防止の観点から国が定めた車である。

※2 「その他環境配慮車」とは、環境への配慮において「低公害車」に準ずるものである。

※3 「低燃費かつ低排出ガス認定車」とは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準早期達成車で、かつ、「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車のことである。

※4 純増欄には、基準日に対する増加台数を記入する。(実績値)

(3) 自動車の使用抑制等の実施状況 (広島県条例では「自動車の使用合理化」)

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に□を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

<input type="checkbox"/> 配送ルートの見直しを行うことにより、走行量の削減や車両の小型化を図る。
<input type="checkbox"/> 車両の大型化によって積載効率の向上を図り、車両台数を縮減させる。
<input checked="" type="checkbox"/> 輸送効率の悪い路線の見直しを図る。
<input checked="" type="checkbox"/> 余剰車両の減車に努める。
<input type="checkbox"/> 近隣等への移動は、公共交通機関や自転車の利用促進を行い、車両走行量の削減を図る。
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車の共同利用を図り、効率的な自動車の活用を図る。
<input type="checkbox"/> 共同配送による1車当たりの積載率の向上を図る。
<input type="checkbox"/> その他 []

(4) 自動車の点検・整備の実施状況

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に□を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- 車両点検・整備マニュアルを作成し、適正な整備を行う。
- 定期的にタイヤの空気圧をチェックし、適正圧を維持する。
- 定期的なエンジンオイルの交換、エアクリーナーの清掃等を実施する。
- 車両整備マニュアルを定め、管理責任者から従業員に対して周知・徹底を行う。
- 車両に乗る際には、適正なタイヤ空気圧であることを確認する。
- その他

(5) 自動車の燃料抑制のための運転の実施状況

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に□を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- 全従業員に対して、エコドライブの徹底を周知する。
(発進時のふんわりアクセル、加減速の少ない運転、停車する時の早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、エアコンの使用は控えめに、道路交通情報の活用、不要な荷物は積まない、こまめなタイヤ空気圧のチェック等)
- エコドライブの実施状況について、運転者に記録を義務付ける。
- エコドライブの実行に関する管理責任者を設置する。
- 急発進・急加速を行わないように注意し、交通状況に応じた定速走行を行う。
- 交通状況に応じて定速走行を行う。
- その他

(6) 運転に関する従業員教育の実施状況

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に□を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- 適正な点検・整備に関する研修会を開催し、従業員に周知・徹底を行う。
- エコドライブに関する研修を実施し、従業員に周知・徹底を行う。
- 所属長が、運転者のエコドライブをチェックする体制を設ける。
- アイドリングストップの義務付けについて、徹底を図る。
- 燃費向上の走行を実施しているドライバーを優良ドライバーとして社内で表彰する。
- 燃費向上の走行を実施している営業所等を社内で表彰する。
- 定期的に各車輌の燃料消費率を集計し、職場内で公表を行い従業員の意識高揚を図る。
- その他

(7) その他、独自に取り組んだ事項があれば記載してください。

業務用カーバイガーションシステムを活用し、急発進、急減速及び速度超過などの危険運転のデータを収集し、安全・円滑運転と業務の効率化を推進している。また全車にドライブレコーダーを装備し、適宜運転状況の確認を実施し、それらを社内の安全運転教育に活用している。

燃料使用量の管理（売上に対する燃料使用割合）の目標を立て取組を行っている。

その他、低公害、低燃費、安全装置搭載車両の計画的更新を積極的に実施している。